



平成 26 (2014) 年 7 月 29 日

東京都知事 弁添 要一 様

20学会禁煙推進学術ネットワーク

日本癌学会	日本口腔衛生学会	日本口腔外科学会	日本公衆衛生学会
日本呼吸器学会	日本産科婦人科学会	日本歯周病学会	日本循環器学会
日本小児科学会	日本心臓病学会	日本肺癌学会	日本麻酔科学会
日本人間ドック学会	日本口腔インプラント学会		日本頭頸部癌学会
日本歯科人間ドック学会	日本動脈硬化学会		日本産業衛生学会
日本有病者歯科医療学会	日本内科学会		



2020年オリンピック・パラリンピック成功に向けて、
東京都受動喫煙防止条例制定の要望書

謹啓

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

わが国の喫煙による死者は13万人/年¹⁾、受動喫煙による死者は6,800人/年²⁾と、たばこによる健康障害・被害は甚大で、ここから派生する経済損失もたばこ税を上回る規模となっています。このようなたばこによる健康障害・被害を減らすために、医学系・歯学系の20の参加学会からなる禁煙推進学術ネットワークは、政府、公的機関、公共交通機関に対して禁煙治療の充実と受動喫煙を防止するための環境整備に関する要望書の提出や種々の啓発活動を行って参りました^{3,4)}。

たばこによる健康障害・被害を防止するための国際条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(Framework Convention on Tobacco Control: FCTC)」第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」⁵⁾に関するガイドラインでは、「喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ない」として分煙を認めず、職場や公共交通機関だけでなく、飲食店・宿泊施設等のサービス産業を含む公共的屋内施設(以下、屋内施設)の全面禁煙化を求めています⁶⁾。

また、国際オリンピック委員会（IOC）は、1988年、オリンピック大会での禁煙方針を採択し、カルガリー大会以降、会場屋内外の禁煙化とともにタバコ産業のスポンサーシップを拒否してきました。2003年、世界保健総会においてFCTCが全会一致で採択され、2005年2月27日に発効し(わが国は2004年3月に19番目の国家として署名、6月に批准)、2010年7月には世界保健機関(WHO)とIOCは健康的なライフスタイルとスマーキフリーオリンピックを目指す合意文書に調印しました⁷⁾。その前後から、オリンピック大会は会場だけでなく飲食店等のサービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とする法律・条例がある国で行われることが慣例となっています。2008年の北京大会は、北京市の条例としてサービス産業を含む屋内施設の全面禁煙を実施し、2012年のロンドン大会は「屋内の職場(パブやレストランを含む)は全面禁煙」

とする衛生法の改正（2007年）後に開催されています。ロシアもソチ大会の前年に、同様の法律を通過させました（ソチで先行的に実施、2014年6月より全土で施行）。2016年のリオデジャネイロ大会が予定されているブラジルではすでにサービス産業を含め屋内施設は全面禁煙です。また、オリンピックの開催にかかわらず、世界の43ヵ国で飲食店等を含む屋内施設を全面禁煙とする法律が施行されており（参考1）、屋内施設が全面禁煙であることは世界の常識となっています。

一方、わが国の受動喫煙防止に関する2003年健康増進法第25条および2012年厚生労働省健康局長通知⁸⁾や条例（2010年神奈川県⁹⁾と2013年兵庫県¹⁰⁾で制定）ではいずれも「分煙」、つまり喫煙室（空間分煙）や時間分煙を容認するという考え方です。しかし、分煙を認める場合には多額の設置費用が必要になる上、健康便益も期待できず、正味の費用対効果は大幅なマイナスとなります¹¹⁾。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを成功させるためには、東京都が率先して国際標準に合致した“サービス産業を含む屋内施設の全面禁煙条例”を制定して、受動喫煙のない国々から来日する選手団や政府関係者、そして多くの観光客を迎えることが必要だと思います。さらには、選手団や観光客が日本のどこを訪問しても受動喫煙の被害に遭わずに済むように、国としてFCTC第8条に合致した受動喫煙防止法を制定することを、都知事から国に対して働きかけていただくこともぜひお願いしたく思います。レストランやホテルなども含む全面禁煙のきれいな空気で迎えることが海外の選手・関係者・観光客に対する最大の「おもてなし」であり、オリンピック・パラリンピックを成功させる最低限の条件ではないでしょうか。

また、2013年2月、中国から飛来する微小粒子状物質（PM_{2.5}）による越境汚染が社会問題となり、外出を自粛する等の注意喚起を行う暫定的な指針となる値が70 μg/m³に設定されたことが大々的に報道されています。タバコ煙の粒子径は1 μm以下の典型的なPM_{2.5}です。最新式排煙設備を設置したというJR東海道・山陽・九州新幹線N700系の喫煙室内外、および、通常の喫煙可の喫茶店でのPM_{2.5}について、産業医科大学の研究班（主任：大和 浩、禁煙推進学術ネットワーク委員）が測定したデータを添付させていただきます¹²⁾（参考2）。タバコ煙がデッキに漏れ、さらに、客室まで汚染していること、また、喫煙室内部のPM_{2.5}の異常な高さに驚かれると思います。

貴職におかれましては、現在、既に東京都が取り組まれている飲食店の受動喫煙対策をさらに発展させて、東京オリンピック・パラリンピック大会までにサービス産業を含む公共の場所の全面禁煙を定める受動喫煙防止条例を制定されますよう、お願ひする次第です。

謹白

（問い合わせ先）

〒660-0828 兵庫県尼崎市東大物町1丁目1-1

兵庫県立尼崎病院 院長 藤原 久義 宛

禁煙推進学術ネットワーク委員長

URL : <http://tobacco-control-research-net.jp/>

＜引用＞

1) 健康日本21（第二次）の推進に関する参考資料 P125

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf

2) 片野田耕太、他 わが国における受動喫煙起因死亡数の推計 厚生の指標 2010:52

- 3) 20 学会禁煙推進学術ネットワーク <http://tobacco-control-research-net.jp/>
- 4) 毎月 22 日は「禁煙の日」 禁煙推進学術ネットワークオフィシャルブックレット
<http://www.kinennohi.jp/>
- 5) WHO Framework Convention on Tobacco Control <http://www.who.int/fctc/en/>
- 6) 厚生労働省 たばこ規制枠組条約第 2 回締約国会議の概要
<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/jouyaku/071107-1.html>
- 7) WHO Media centre. WHO and the International Olympic Committee sign agreement to improve healthy lifestyles. 2010
http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2010/ioc_20100721/en/
- 8) 厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発 1029 第 5 号、平成 24 年 10 月 29 日)
- 9) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/p23021.html>
- 10) 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例について
http://web.pref.hyogo.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html
- 11) 大和 浩. 職場の受動喫煙対策に関わる労働安全衛生法の改正の動きと職場での喫煙対策の取り組み 労働衛生工学 52: 31-43, 2013
- 12) 厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」平成 25 年度研究報告書 (研究代表者: 産業医科大学 大和 浩)

＜参考1＞ 主要国の受動喫煙防止法の施行状況

世界保健機関（WHO）「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」のホームページに公開されているFCTC履行状況に関する各国報告（2012年時点）から作成した一覧

http://www.who.int/fctc/reporting/party_reports/en/

(○: 国法、州法で屋内の全面禁煙化、△: 一部例外あり、×: 法律による規制なし)

主要国の受動喫煙防止法の施行状況(G8)

番号			各種施設					公共交通機関および自家用車		公共的施設					罰 則	備 考			
			官 公 序	医 療 施 設	教 育 施 設	大 学	一 般 企 業	業 務 用 車 両	列 車	フェ リ ー	タ ク シ ー	自 家 用 車	文 化 施 設	セ ン タ ー	シ ョ ッ ピ ン グ	バ ブ ・ バ ー	ナ イ ト ク ラ ブ	レ ス ト ラ ン	喫 煙 室 の 容 認
	2012年時点	防受止動喫煙																	
G8-1	イギリス	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	罰金50£。15日以内に支払えば30£	※注1
G8-2	ドイツ	国法・州法	○	○	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり	※注2
G8-3	カナダ	国法・州法、行政命令、自主協定、条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	※注3
G8-4	フランス	国法	○	○	○	△	△	△	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり	
G8-5	イタリア	国法	△	○	△	△	△	×	○	○	○	-	△	△	△	△	△	初回違反27.5€、最大275€。	※注4
G8-6	アメリカ	州法	38	35	NA	NA	34	NA	公共交通機関の全面禁煙:40州		5	NA	30	28	NA	34	△		※注5
G8-7	ヨシア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2014年6月、全面禁煙				※注6	
G8-8	日本	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	「一定の要件を満たす喫煙室」	※注7	

*注1 イギリス全土に受動喫煙防止法が適用され、地方官庁により実施されている。

*注2 バハマリア州とザールランド州は第8条に添った完全禁煙の州法あり。飲食店等のサービス産業などで、隔離された喫煙室の設置が認められている州もある。

*注3 一部の州では、緩和ケアや依存症治療施設、伝統的な施設が居住地である場合などの特殊な状況での喫煙を容認している。

*注4 バーなど「全席喫煙」の選択も可能であるが、それを選択しているのは3%以下。妊婦、子どもが居る場所での違反の罰則金は2倍。

*注5 州により対策が異なるため、CDC State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) Systemを用い、2013年第4四半期時点での結果を用いた。

完全禁煙の州の数を記載。NAは情報なし。

*注6 2013年6月、受動喫煙防止法を施行(2014年の冬季オリンピックのため、)

なお、ロシアの報告は英語ではないため、対策の実施状況のみ転記した。

*注7 日本の状況は、日本政府よりWHO FCTCに提出された回答に基づく。

主要国の受動喫煙防止法の施行状況(G20)

番号	年	規制内容	各種施設						公共交通機関および自家用車				公共的施設				罰則	備考	
			官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリーリー	タクシー	自家用車	文化施設	セントラルピング	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン		
G20-1	2012年時点	防受動法喫煙	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	北部準州の罰金 AUD\$200~400	※注8
G20-2		オーストラリア	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△	あり	
G20-3		ブラジル	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△		
G20-4		中国	国法	△	○	○	-	△	△	△	-	△	-	△	-	×	×	△	
G20-5		インド	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	△	あり	罰金 ※注9
G20-6		韓国	国法、州法、行政命令 自主協定、その他	○	○	○	○	○	-	○	○	×	×	○	○	△	×	△	罰金 100,000ウォン
G20-7		メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△		
G20-8		南アフリカ共和国	国法	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	△	△	△	△	あり	罰金 ※注10
G20-9		トルコ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		※注11

※注8 子どもを乗せている場合、自家用車内の喫煙は禁止

*注9 ○公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停 △ホテル、空港

※注10 ○個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾、12歳未満の子どもが同乗する自動車両

※注11 2010年7月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の危機的発作や呼吸器感染症による外来診療件数が20%減少した。

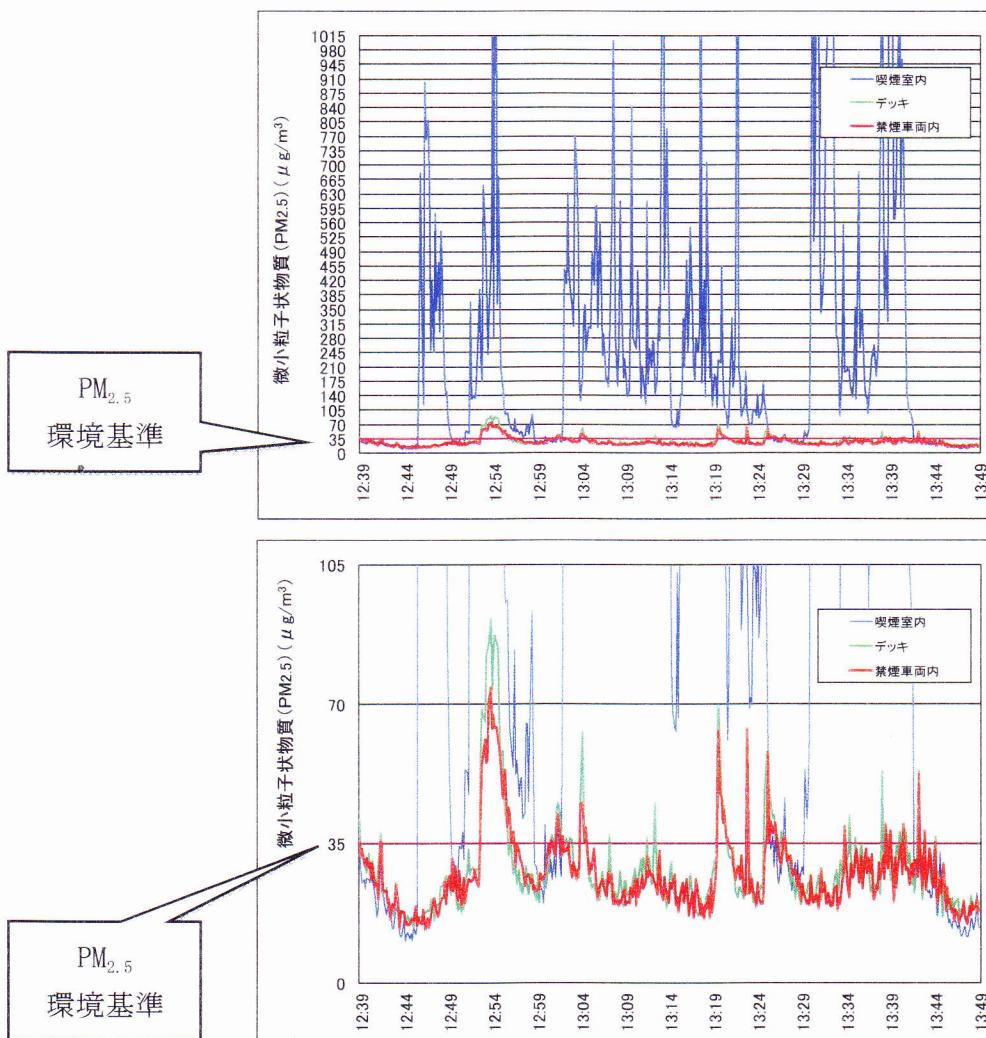
<参考2> 喫煙とPM_{2.5}

タバコ煙の粒子径は1μm以下の典型的な微小粒子状物質（PM_{2.5}）です。2009年、環境省は「PM_{2.5}に係わる環境基準」を示し、「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」を「1年平均値が15μg/m³以下、かつ、1日平均値が35μg/m³以下」としています。さらに、中国等からの越境汚染が社会問題となった2013年2月、「外出等を自粛する注意喚起のための暫定的な指針値」を1日平均値で70μg/m³としました。受動喫煙の曝露濃度を、タバコの燃焼によって発生するPM_{2.5}で評価する研究を行っている産業医科大学研究班（主任：大和 浩）のデータを示します。

① わが国のN700系新幹線の喫煙室からのタバコ煙の漏れについて

N700系新幹線の喫煙室内、デッキ、禁煙の車両内のPM_{2.5}の測定を行い、N700系新幹線の喫煙室からタバコ煙が漏れていることを示しました（測定日2011年7月23日、ほぼ満席状態、4人用の喫煙室のある7号車で行われ、観察中に20本の喫煙。前後の5分は喫煙室のない車両のデッキで測定）。

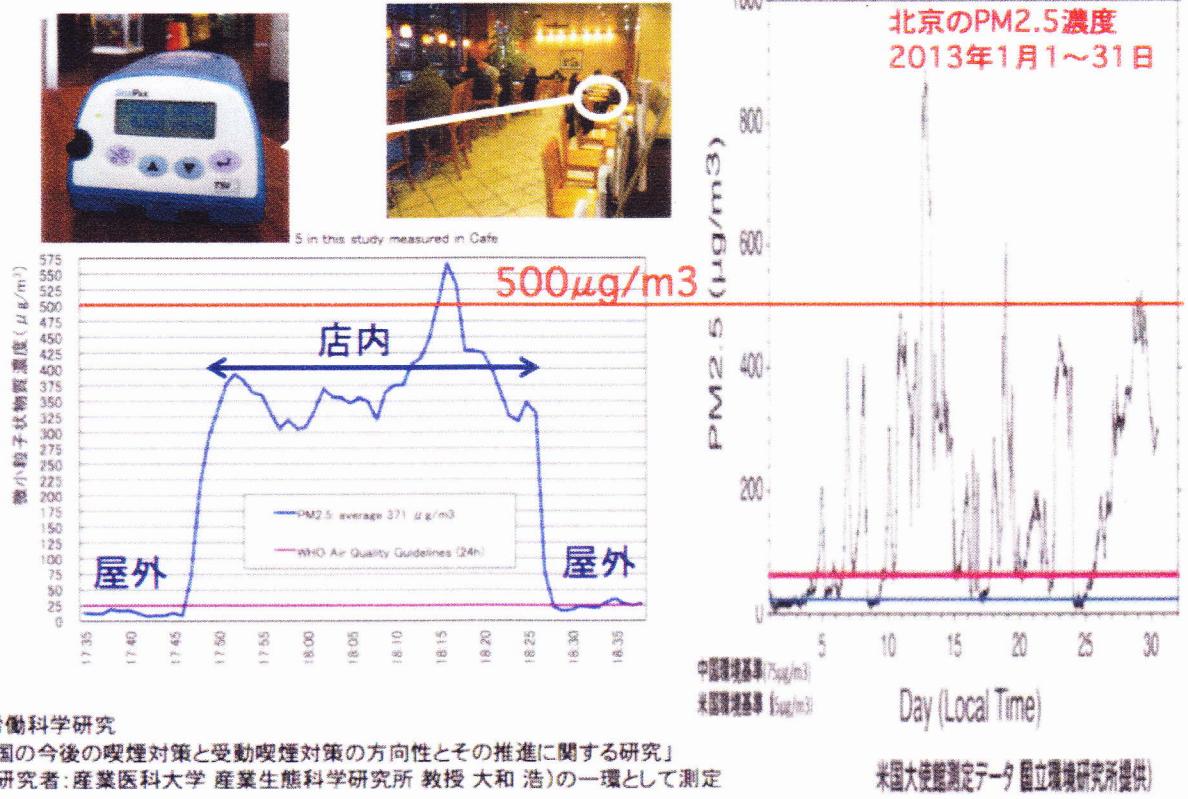
環境省の基準値と比較すると、下のグラフで示すように喫煙室の内部のPM_{2.5}の濃度は1000μg/m³に達する劣悪な環境でした。また、縦軸を拡大した下のグラフで示すように、喫煙者が出入りする際には自動ドアが全開となるため、タバコ煙はデッキに漏れ、さらに客席まで拡散し、その濃度は環境基準の35μg/m³をしばしば超え、一時的には外出を自粛する指針値である70μg/m³に達していました。「喫煙室を設置しても受動喫煙を防止することは出来ない」という世界保健機関（WHO）の見解と一致する結果です。新幹線内のPM_{2.5}による汚染を解決するには、喫煙室を廃止して全面禁煙とするしか手段はありません。



② わが国における喫煙可の喫茶店内・外での受動喫煙 (PM_{2.5})

喫煙が行われている喫茶店で、タバコの燃焼に由来する PM_{2.5} の濃度を測定した結果を示します。測定日は 2009 年 2 月 27 日、測定前 5 分間は店外の測定、店内を 30 分間測定、終了後 5 分再び店外を 5 分間測定したところ、屋外は幹線道路沿いであるにもかかわらず清浄であり、屋内はタバコから発生する PM_{2.5} で高濃度に汚染されていることが認められました。

わが国のサービス産業のPM_{2.5}濃度は北京と同レベル



店を利用する客は短時間の曝露で済みますが、上記のような喫煙可の飲食店等で働く従業員は高い濃度の PM_{2.5} に長時間さらされます。従業員の健康を守るという観点からも検討が必要です。